

広島県漁業調整規則第11条の
規定に基づく制限措置
及び申請期間等

【令和5年12月分】

- ・うなぎ稚魚漁業

うなぎ稚魚漁業

1 許可すべき漁業者の数及び制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
やなを使用するうなぎ稚魚漁業	黒瀬川河口域において申請のあった区域の範囲内で、うなぎ稚魚の来遊量等を勘案して定める区域	2月1日から4月30日まで	1	広島県内に住所及びうなぎ養殖業の根拠地を有する者であって、当該養殖施設においてにほんうなぎの池入量の割当を受けて自らうなぎ養殖業を営む者
火光を使用しすくい網を使用するうなぎ稚魚漁業	芦田川河口域において申請のあった区域の範囲内で、うなぎ稚魚の来遊量等を勘案して定める区域	2月1日から5月31日まで	1	広島県内に中間育成施設を有する内水面漁業協同組合であって、当該組合が免許を受けている第5種共同漁業権に係る増殖義務の履行のためうなぎの増殖を行う者

2 許可を申請すべき期間

令和5年12月28日から令和6年1月23日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付すものとする。

やなを使用するうなぎ稚魚漁業	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁獲物は、自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗又は内水面漁業権の増殖義務を履行するための増殖用種苗とする以外に供してはならない。 2 6.4キログラムを超えて採捕してはならない。 3 やなは、1経営体につき同時に2統を超えて設置してはならない。 4 許可証に記載された漁業従事者以外の者を、当該漁業に従事させてはならない。
火光を使用しすくい網を使用するうなぎ稚魚漁業	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁獲物は、内水面漁業権の増殖義務を履行するための増殖用種苗とする以外に供してはならない。 2 2.2キログラムを超えて採捕してはならない。 3 許可証と一体で保管された漁業従事者の届出書に記載されている者以外の者を、当該漁業に従事させてはならない。